

# 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第6回） 次 第

〔 2022年3月24日（木）午前9時30分～  
Web会議（Webex） 〕

1. 金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について（事務局）
2. 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況等について（中小企業庁様）
3. 第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループの模様について
  - 約束手形の利用廃止に向けた政府要請（中小企業庁様）
  - 金融業界に対する要請（金融庁様）
4. 質疑応答・意見交換

以 上

## 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会名簿

2022年3月24日現在

委員	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	小林 明彦	片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	土井 和雄	全国商工会連合会政策推進部事業環境課長
	今村 哲也	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	鈴木 陽	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部統括主幹
	山下 正通	金融庁監督局銀行第一課長
	若林 伸佳	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	遠藤 幹夫	中小企業庁事業環境部取引課長
	清水 英嗣	(株)みずほ銀行執行理事事務企画部長
	向井 理人	(株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長
	内藤 泰介	(株)三井住友銀行事務統括部長
	滝澤 聡康	(株)静岡銀行常務執行役員事務サポート部長
	細野 拓朗	(株)北洋銀行常務執行役員事務企画部長
	上田 正	三井住友信託銀行(株)法人企画部統括主任調査役
	森田 泰彰	一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長
	飯國 健一	一般社団法人全国信用組合中央協会調査企画部部長
	弘中 達也	労働金庫連合会業務部長
	水野 孝昭	農林中央金庫JAバンク業務革新部長
	君塚 浩二	(株)商工組合中央金庫資産サポート部長
	土師 潤	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長

オブザーバー 河上 理央 (株)NTT データ第五金融事業本部 決済 IT サービス事業部全銀統括部全銀担当部長  
新郷 貴司 (株)日立製作所金融営業第二本部第一部長  
大戸 邦浩 日本ユニシス(株) ファイナンシャル第一事業部営業四部長  
渡辺 諭 法務省民事局参事官  
白取佑佳子 日本銀行決済機構局企画役  
傳 昭浩 (株)ゆうちょ銀行執行役事務統括部長

事務局 佐藤 純一 一般社団法人全国銀行協会委員会室長  
( (株)三井住友銀行経営企画部全銀協会長行室長 )  
小川 幹夫 一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長

(敬称略)

第6回「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」資料

# 金融界における自主行動計画の フォローアップの状況等について

令和4年3月24日  
一般社団法人全国銀行協会

## 〈目次〉

<b>I. 手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書の策定</b>	<b>P. 2</b>
<b>II. 政府関係会合における動向</b>	<b>P. 12</b>
<b>III. Appendix</b>	<b>P. 14</b>



# **I . 手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書の策定**

## I - 1. 手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書の策定

- 2021年7月に、本検討会において策定した自主行動計画では、計画期間内の毎年3月に、評価項目の取組状況を調査・確認のうえ、その結果を「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」に取りまとめ、公表することとしている
- 今般、自主行動計画にもとづき、調査報告書(案)を策定

### 自主行動計画(抜粋)

項目	内容
3. 評価・検証 (1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本行動計画にもとづき金融界全体の取組内容の評価・検証は、本検討会が実施し、そのために必要な調査・検討は、独占禁止法に留意しつつ、金融庁や金融界における関係団体の協力を得て行うものとする</li> </ul>
3. 評価・検証 (3) 時期 ① 毎年のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本検討会は、<u>計画期間※内の毎年3月に、後述の評価項目の取組状況を調査・確認したうえで、その結果を「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」に取りまとめ、公表する</u></li> </ul> <p>※ 本行動計画策定後から2026年度(令和8年度)末までの約5年間</p>

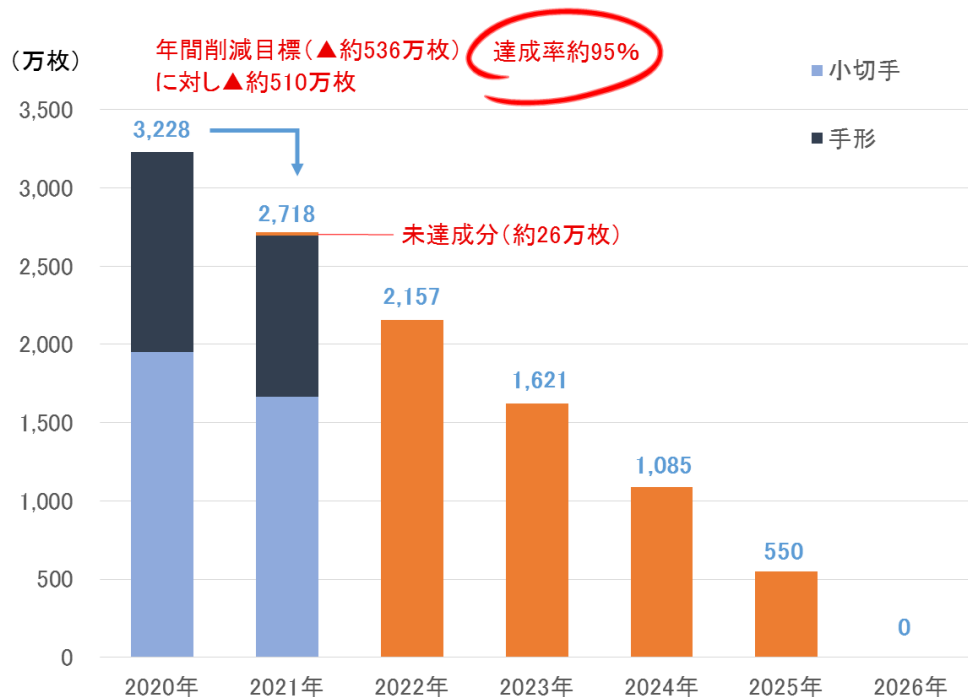
### 調査報告書(案)目次

1. 序文
2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要
3. 2021年中の全国手形交換枚数等の状況
  - (1) 全国手形交換枚数の推移等(年間削減目標の達成状況)
  - (2) でんさい発生記録請求件数の推移等
4. 2021年度の取組実績
  - (1) フォローアップの結果概要
  - (2) 金融界における取組み
  - (3) 産業界における取組状況
  - (4) 産業界と金融界の連携状況
5. 今後の課題と方向性
  - (1) 政府からの要請事項
  - (2) 来年度(2022年度)以降の取組み
6. 終わりに

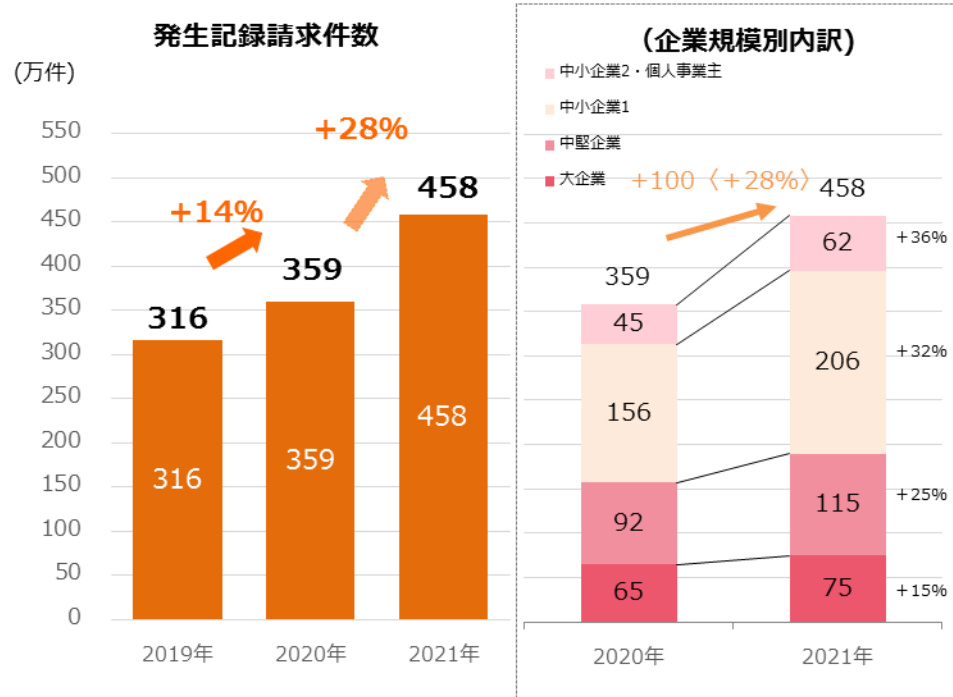
## I - 2. 調査報告書の概要 – 2021年中の全国手形交換枚数等の状況 –

- 全国手形交換枚数(手形・小切手の推計値)は、自主行動計画にもとづく単年目標(▲約536万枚/年)に対し、▲約510万枚/年(達成率約95%)と未達
- 一方、でんさいの発生記録請求件数は、前年比増加率が大幅に拡大(14%(2020年)→28%(2021年))。企業規模別に見ても中小企業を中心に満遍なく増加

### 全国手形交換枚数(手形・小切手の推計値)



### でんさいの発生記録請求件数



※種類別内訳は東京・大阪・名古屋の手形交換所における3月中の交換枚数をもとに比率を推計して算出

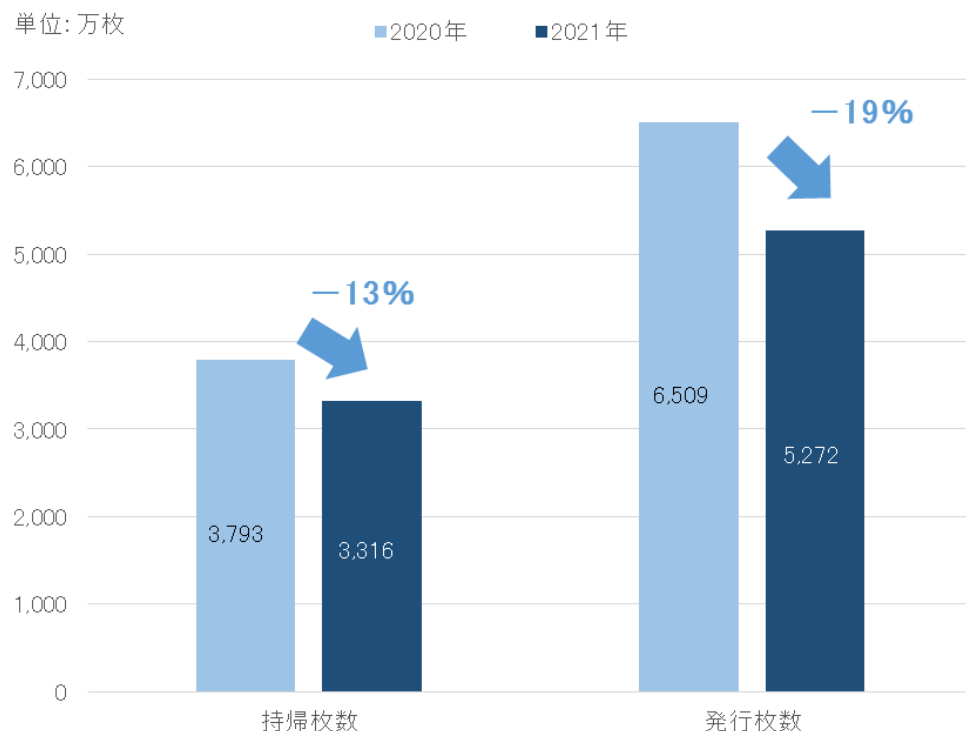
※大企業：資本金10億円以上/中堅企業：〃1億円以上10億円未満/  
中小企業1：〃2,000万円以上1億円未満/中小企業2：〃2,000万円未満



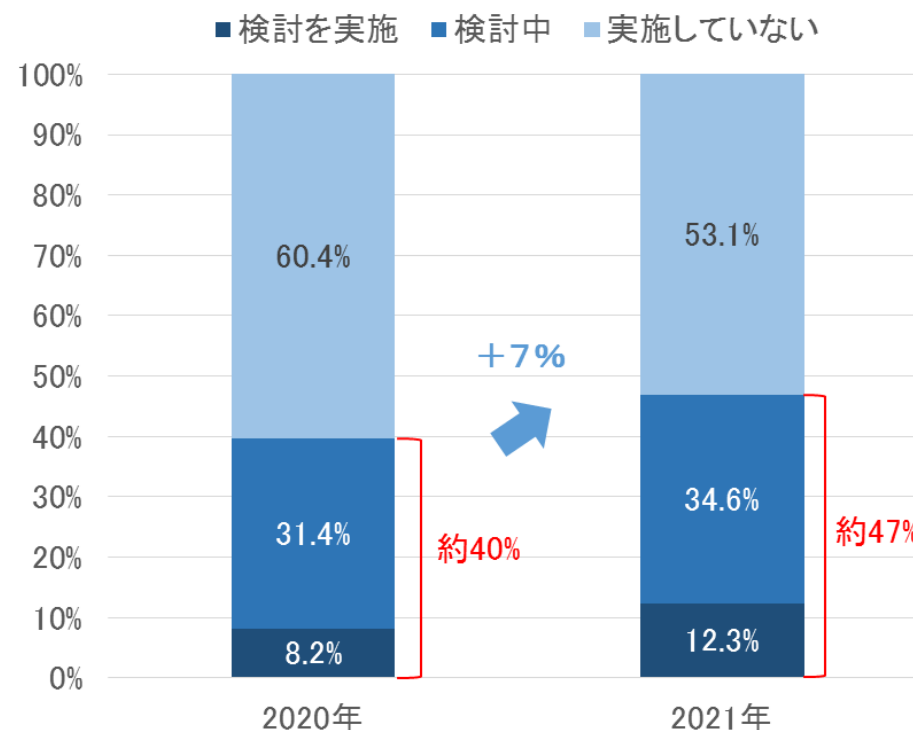
## I - 3 .調査報告書の概要 – 2021年度の取組実績 (1)フォローアップの結果概要① –

- フォローアップは、各金融機関における2020年および2021年における取組状況を確認し、比較検証
- 約束手形等の持帰枚数および発行枚数は、いずれも前年比減少しており、このうち、**発行枚数は約20%減**
- 約束手形等の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しは、**検討を実施済または検討中と回答した金融機関が全体の約47%に達し、前年比約7%増**。発行手数料の見直しを実施した金融機関が最多

### ①約束手形等の持帰枚数および発行枚数の減少状況(参考値)



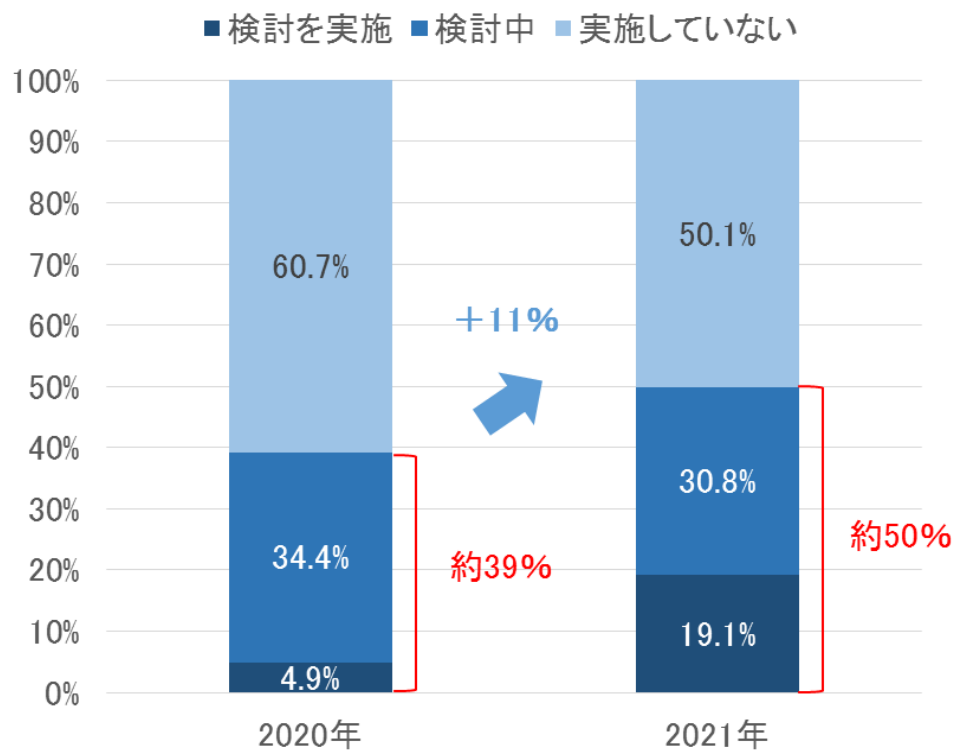
### ②約束手形等の発行手数料、取立手数料等の見直しの検討



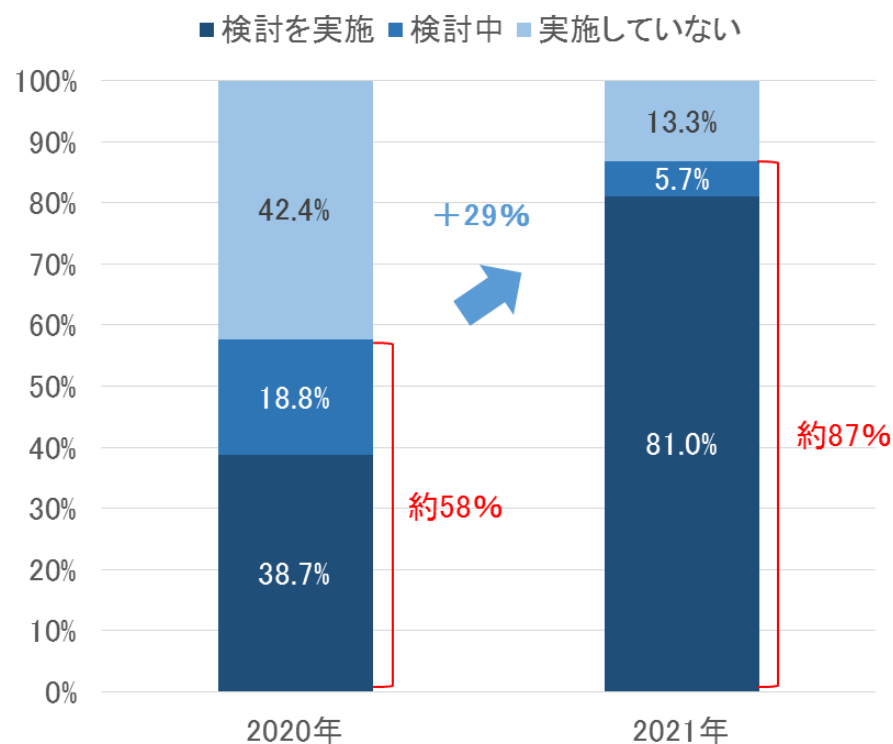
## I - 4 .調査報告書の概要 – 2021年度の取組実績 (1)フォローアップの結果概要② –

- 電子的決済サービスに係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直しは、**検討を実施済または検討中と回答した金融機関が全体の約50%に達し、前年比約11%増**。IBの料金プランの見直しを実施した金融機関が最多
- 電子的決済サービスの利便性向上(改善)策は、**検討を実施済または検討中と回答した金融機関が全体の約87%に達し、前年比約30%増**。操作性・画面レイアウトの見直しを実施した金融機関が最多

### ③ 電子的決済サービスに係る手数料の見直しの検討



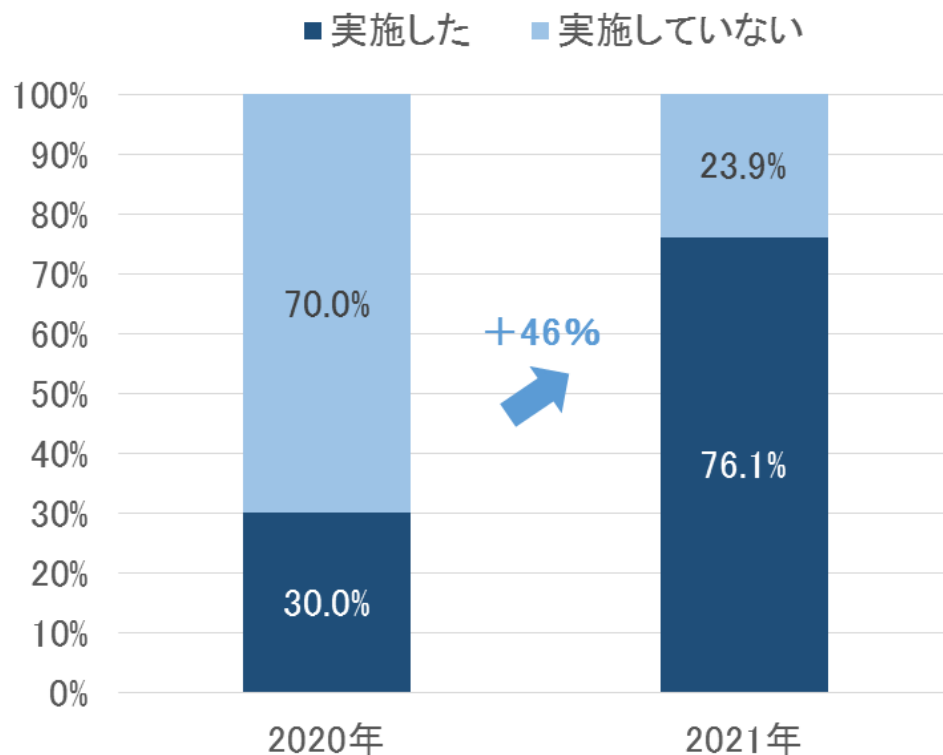
### ④ 電子的決済サービスの利便性向上(改善)策の検討



## I - 5 .調査報告書の概要 – 2021年度の取組実績 (1)フォローアップの結果概要③ –

- 電子的決済サービスの導入支援は、**実施済と回答した金融機関が全体の約76%に達し、前年比約46%増**。電子化に係る広報・宣伝を実施した金融機関が最多
- 全ての項目において**進捗状況が前年比改善**しており、自主行動計画の策定を契機に、各金融機関が自主行動計画に記載の取組事項を参考にして、各施策を主体的に実施してきたものと評価

### ⑤ 電子的決済サービスの導入支援の実施



### 前年との比較検証を踏まえた評価

- **全ての評価項目において進捗状況が改善**しており、自主行動計画の策定を契機に、各金融機関が自主行動計画に記載の取組事項を参考にして、各施策を主体的に実施してきたものと評価できる
- 各金融機関は、目標の達成に向け、引き続き主体的に自主行動計画に記載のあるような各施策を継続的かつ着実に実施する必要がある

### ⑥ 約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援の事例

- 従来から、でんさい割引や当座貸越枠設定などのほか、必要に応じて債権流動化やABLなどの手法も提供。約束手形の利用廃止等による運転資金需要の増加に対しても同様
- 約束手形の利用を廃止する事業者を対象とする**独自の融資商品**を新設
- 資金用途を運転資金に限定した**当座貸越極度枠**の設定
- 約束手形利用事業者にも柔軟な対応ができるよう、**対象先リスト**を策定し、**手形の利用見直しの検討状況や、それに伴う資金繰り変化、資金調達の必要可能性等**をヒアリングする体制を構築

## I - 6 .調査報告書の概要 – 2021年度の取組実績 (2)金融界における取組み –

- でんさいネットは、手形利用企業がよりでんさいへ移行しやすい環境の整備に向け、**インターネットバンキング (IB) の契約がなくても利用可能な設計等の取組みを実施**
- また、**非対面アプローチを主体としたオンラインによる推進施策**など、周知広報活動も強化

### 約束手形と同等以上の商品性の確保

#### a. IBの契約がなくても利用可能な設計

- 新しいチャネルの構築に向け、引き続き業務要件の詳細等について検討を実施 (当該チャネルを構築する場合は、**2024年中のリリースを想定**)

#### b. でんさいの機能・サービスの改善

- でんさいの発生日 (譲渡日) から支払期日までの期間の短縮 (現状: 最短7銀行営業日⇒3銀行営業日) / 債権金額の下限の引下げ (現状: 1万円⇒1円) に向けて、引き続きシステム開発の対応を実施 (**2022年度にサービスイン予定**)

#### c. キャッシュバックキャンペーンの実施

- 主に手形の利用枚数・金額が小さく、電子的決済手段への移行によるコストメリットを享受しにくい企業の手形からでんさいへの移行を後押しすることを目的に、**でんさいの新規利用者を対象にキャッシュバックキャンペーンを実施**

### 周知広報活動

#### a. 各金融機関における取組み

- セミナー参加企業に対するアフターフォローの実施
- Webセミナーや職員向け勉強会の開始
- でんさいのWeb体験サービスの提供
- 独自に作成したチラシ等の配布

#### b. 全銀協・でんさいネットにおける取組み

- 企業向けオンラインセミナーの開催
- 決済・経理業務の電子化 / でんさい推進強化月間の設定・実施

【企業の全面的な電子化 (でんさいの導入) に対する反応】

	前向き	どちらでもない	後ろ向き	合計
手形支払企業	11.1%	57.4%	31.5%	100%
手形受取企業	23.9%	48.2%	27.8%	100%

【手形支払企業が全面的な電子化 (でんさいの導入) に後ろ向きな理由】

回答内容	回答数	回答内容	回答数
取引先がでんさいを利用していない	73	導入に費用がかかる	13
社内体制の変更が難しい・導入準備が面倒	41	セキュリティに不安がある	11
IBを利用していない	26	導入方法・仕組みが分からない	10
全面電子化について知らない・対応しない	22	利用手数料が手形よりも高い	7

## I - 7 .調査報告書の概要 – 2021年度の取組実績 (4) 産業界と金融界の連携状況 –

- 全銀協は中小企業庁をはじめとする関係省庁や業界団体等と連携し、**産業界(①素形材、②繊維、③建材・住宅設備、④金属産業、⑤流通業、⑥建設業)との意見交換を実施**
- 本意見交換を通じて寄せられた課題等については、**金融界、産業界、関係省庁それぞれの取組みが必要であり、関係省庁と連携のうえ、今後も継続的に産業界とのコミュニケーションを取りながら、解決に向け必要な検討を実施する**

### 業界団体等との意見交換を通じて得られた主な課題等

項番	項目	内容
1	サプライチェーンの上流から進める必要性	川上の企業で支払サイトを短くしなければ、中間や川下の企業で手形を廃止することは難しい。特に、大企業側からの取組みを強くお願いしたい
2	受発注間における認識のずれや力関係を考慮した対応の必要性	受注側から発注側への交渉や申入れを行うのは難しい場合があるのが実態。また、支払サイトの短縮を交渉することにより、本体価格の値下げにつながる場合もある
3	業界慣行の見直しに関する理解を広げる必要性	電子的決済サービスへの移行を進めているが、一部の取引先が明確な理由もないまま頑強に「紙」での支払を要求され続けており、完全電子化が実現できていない
4	電子化対応の裾野を広げる必要性	下請が重層構造になっている中では、1次下請が電子化に対応できても、2次下請、3次下請が電子化に対応するのは困難な場合もあり、そういった層にも浸透させることが重要
5	業界を跨いだ商取引における発注者側に対する対応の必要性	現状の各業界の自主行動計画ベースの対応では、受注者側にすべての支払いのしわ寄せが来てしまう。発注者側にも、何らかの対応が必要
6	大企業間の取引における手形の利用廃止	下請振興法の適用対象外の大企業間の取引において支払いサイトが長い手形が利用されている。そこを解決しないと取組みが進まない
7	自治体等が発行する小切手の存在	電子化の対応を進めているが、小切手の受取のみが残っており、当該小切手は自治体発行のものや、商工会から地域振興券等の入金として小切手で受け取っているものが挙げられる
8	電子的決済サービスの周知・広報	でんさいなどの電子的決済サービスをそもそも知らない場合や、存在は知っているが割引、裏書譲渡、分割が可能であることを知らない場合があるため、認知度向上を図っていく必要がある。
9	電子的決済サービスの導入時における金融機関によるサポート	取引先が多い場合、電子的決済サービスを導入するに当たっては、取引先への説明に時間を要することがハードルとなる。そのため、各金融機関のフォローアップが重要である
10	資金繰り支援	支払サイトの短縮に伴って運転資金需要が生じる企業がどうしても出てくる。金融機関の支援が大変重要と思っているので、是非きめ細かい対応をお願いしたい

## I-8. 調査報告書の概要 – 今後の課題と方向性(2) 来年度以降の取組み – おわりに –

- 来年度以降は、産業界との意見交換の継続実施による相互理解を深化していくとともに、**未実施の業種へのアプローチ**を実施。移行に当たっての具体的課題の把握に向け、**関係省庁を通じて、産業界と密接に連携**していく
- 各金融機関は、本調査報告書を通じて各種取組みの進捗状況を確認し、**必要に応じて施策の見直し等に活用**。引き続き主体的かつ積極的な取組みを着実に実施する必要がある

### 来年度以降の取組み

- 産業界との意見交換の継続実施による相互理解を深化していくとともに、**未実施の業種へのアプローチ**を実施
- 自主行動計画に定められた取組みを強化しつつ、産業界、関係省庁との連携を引き続き実施
- **地方公共団体から民間事業者への小切手による支払義務**について、関係省庁への働きかけ等、必要な取組みを実施
- 2027年度以降を支払期日とする約束手形等が存在することを踏まえ、実態調査等を通じて、取扱いについて検討を実施
- 電子的決済サービスへの移行に当たっての具体的課題の把握に向け、**関係省庁を通じて、産業界と密接に連携**

### おわりに

- 2021年は年間削減目標の達成まであと一步の結果(目標達成率約95%)
- 今後は目標達成に向けて、**官民一体となったオールジャパンでの取組みをより一層強化**
- 政府においても重要な施策と位置付けられており、今後、**社会的な認知度の高まりが期待されることを踏まえ、金融界のみならず、政府や産業界の各主体が連携を図りながら、自主行動計画の実効性をより一層高めていくことが望まれる**
- 各金融機関は、本調査報告書を通じて各種取組みの進捗状況を確認し、**必要に応じて施策の見直し等に活用**するとともに、引き続き主体的かつ積極的な取組みを着実に実施する必要がある

## I - 9 .調査報告書の策定・公表に向けて

- 調査報告書(案)の内容について、メンバーの皆様からご意見等をお寄せいただきたい【提出期限:3月29日(火)正午】  
(提出方法は、「検討会の運営」(第1回会合で提示)ご参照)
- 調査報告書の策定・公表までのスケジュールは下表のとおり

3月24日(木)(本日)	調査報告書(案)の内容について意見募集【3月29日(火)正午期限】
3月29日(火)中目途	第7回会合開催(書面予定)【調査報告書(最終版)を提示】
3月31日(木)	調査報告書公表、金融機関宛通知



## **Ⅱ. 政府関係会合における動向**



## Ⅱ.政府関係会合における動向

- 政府関係会合では、産業界に対して、約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定し、今夏を目処に各業種の自主行動計画に盛り込むかたちで改定することを要請
- また、金融界に対しても産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始**することを要請

### 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(内閣府)

- 2022年2月10日、第3回会合が開催  
<https://www5.cao.go.jp/keizai1/partnership/partnership.html>
- 本会合では、荻生田経済産業大臣から、約束手形の利用廃止に関して以下のご発言があった(議事要旨から抜粋)

約束手形の2026年までの利用廃止への道筋については、各業界において、具体的なロードマップの策定や課題の洗い出しなど、業界所管省庁の局長級会合を通じて関係業界に要請をします。加えて、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう、同様に、金融業界に対して要請をいたします。

### 経済産業省資料「パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取組」から抜粋

#### 5. 約束手形の2026年までに利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請(2月中旬に各省に依頼)
  - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ(段取り、スケジュール等)の検討を依頼し、その反映を要請
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討(2月中旬に金融業界に検討を依頼)
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

### 中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ(首相官邸)

- 2022年2月22日、第3回会合が開催  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_koiyo/katsuryoku\\_koiyo\\_wg/dai3/giisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_koiyo/katsuryoku_koiyo_wg/dai3/giisidai.html)

### 資料「中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について」から抜粋

取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。

- ①約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定すること  
※1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体においてそれらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。

※2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。**

(中略)

上記の改定状況について、今秋に開催する本WGにおいてフォローアップを実施



## **III. Appendix**

## <参考①> 手形機能の全面的な電子化チラシ

### 【表面】

紙の手形の全面的な電子化に向けて取り組んでいます！

紙の手形の代替としてぜひ「でんさい。」の利用をご検討ください！

でんさいとは？ 株式会社全国電子決済ネットワーク（通称 でんさいネット）が取り扱う電子記録債権です。 ※でんさいネットは、一般社団法人全国銀行協会の100%出資子会社です。

**でんさいのご利用で 支払企業にも、受取企業にもメリットが！**

支払企業	受取企業
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>コスト削減</b> 手形と異なり、印刷費は発生しません。郵送料や手形交換料のリスクもありません。</li> <li><b>手形発行負担軽減</b> 手形の発行は、作業が簡便化されます。支払に関する煩雑な業務も軽減されます。</li> <li><b>リスク削減</b> 遺失がないため、紛失や偽造の心配がなく、安心にも使えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>コスト削減</b> 紙の手形に比べ印刷費は発生しません。また、郵送料や手形交換料もかかりません。</li> <li><b>業務負担軽減</b> 紙の手形の受け取り、手形の保管・査読、取立業務も軽減されます。</li> <li><b>リスク削減</b> 高額がないため、紛失や偽造の心配がなく、安心にも使えます。</li> <li><b>資金繰りの円滑化</b> 支払履歴に紐づくため、取立も円滑に行われます。</li> </ul>

さらに... デレワークでも利用可能  
※利用には銀行での決済履歴が取得でき、取引先との決済履歴も紐づく必要があります。

株式会社全国電子決済ネットワーク【でんさいネット】  
詳しくは取引先のお問い合わせまたはでんさいネットウェブサイトへ！

### 【裏面】

でんさいは簡単4ステップで利用可能です！

ステップ	利用の流れ
STEP 1	<b>利用の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>でんさいについて取り寄せるための「コストシミュレーション」を試験する</li> <li>支払条件を確認する</li> <li>社内業務・会計システムを確認する</li> <li>取扱いについて社内決定をする</li> <li>印刷機材の準備を行う</li> </ul>
STEP 2	<b>取引先への案内</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引先にでんさいの取扱いの案内を送付する</li> <li>取引先からの返信を待つ</li> </ul>
STEP 3	<b>利用準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引先と連携してでんさいの利用契約を行う</li> <li>でんさいの発行・取り扱いは準備完了</li> <li>社内業務・会計システムの変更を行う</li> </ul>
STEP 4	<b>支払開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備完了ででんさいの支払を開始する際に、取扱いを開始して利用する</li> </ul>

さまざまな企業でご活用いただいています！

Goody 株式会社グッドデイ  
株式会社アールエス  
株式会社アールエス  
株式会社アールエス

でんさいを導入して、手形を交換できました！

支払手形を全額を自前に決済しています！

全国の金融機関でご利用が可能です！

でんさいのサービスを提供している金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農協・信連等）は、でんさいネットウェブサイトでご確認いただけます。

金融機関のQRコードや操作手順ページも確認できます。

## <参考②> 電子交換所の設立や手形・小切手の全面的な電子化に係るリーフレット

### 【表面】

#### 「電子交換所」を設立します

##### ご案内3つのポイント

###### POINT 1

お客様の**手続方法等の変更はございません**。従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

###### POINT 2

すでにお持ちの**手形・小切手も引き続き利用可能**ですのでご安心ください。

###### POINT 3

2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等の決済手段への移行**をご検討ください。

電子化することで、**こんなに利便性が向上します!**

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに万一の災害時に継続できないリスクを軽減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地設立等の対応が、いざ変更となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。

紙の手形・小切手から**電子的な決済手段への移行**をご検討ください!

2026年度までの**全面的な電子化**を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

**電子記録債権・インターネットバンキングのご検討を!**

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払額と受取額双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

ご確認ください

手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」  
設立のご案内

2022年11月から、  
手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。ぜひ、ご確認ください。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

### 【裏面】

#### 電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

電子交換所の決済開始時期 **2022年11月予定**

#### 電子交換所により、手形交換の方法が変わります!

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



#### 用紙や記入方法などはどう変わるの?

「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

##### ① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。

##### ② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など

##### ③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引(金融機関/取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。

※その他の変更については、当該金融機関または手形(小切手)用紙の交換にご注意ください。



一般社団法人

全国銀行協会